

医科点数表の解釈 令和2年4月版

Web追補 No.18 (令和3年11月号)

令和3年11月11日作成

- 以下通知により、本書の内容に変更が生じたので、ここに追補します。
 - 令和3年10月29日 保医発1029第1号 (令和3年11月1日適用)
 - Web追補のバックナンバーは、当社ウェブサイト上の『**診療報酬関連情報ナビ**』からご覧いただけます。本追補と併せてご利用ください。[\(https://www.shaho.co.jp/publication/navi/\)](https://www.shaho.co.jp/publication/navi/)
 - 以下の事務連絡が発出されています。『**診療報酬関連情報ナビ**』の**診療報酬関連情報データベース**より、本追補と併せてご確認ください。
 - ・「疑義解釈資料の送付について (その77)」(令和3年10月8日医療課事務連絡)
 - ・「疑義解釈資料の送付について (その78)」(令和3年10月12日医療課事務連絡)
 - ・「疑義解釈資料の送付について (その79)」(令和3年10月15日医療課事務連絡)
 - ・「疑義解釈資料の送付について (その80)」(令和3年11月5日医療課事務連絡)
 - ・「疑義解釈資料の送付について (その81)」(令和3年11月5日医療課事務連絡)
 - ・「疑義解釈資料の送付について (その82)」(令和3年11月8日医療課事務連絡)
 - 「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」に関連する通知・事務連絡等については、随時『**診療報酬関連情報ナビ**』の**診療報酬関連情報データベース**に掲載していきますのでご利用ください。
- ※ 「医療機器の保険適用について」(令和3年10月29日保医発1029第3号)で、Micra経カテーテルペースングシステム(日本メドトロニック株式会社)の暫定価格(1,060,000円)が示されています。令和3年11月1日から令和3年11月30日までに行われた療養は、暫定価格を適用することとし、令和3年12月1日以降は、新たに設定する機能区分及び保険償還価格(別途通知)が適用されます。

頁	欄	行	変更前	変更後
427			[D006-3Major BCR-ABL1 (mRNA定量 (国際標準値)) の「1」診断の補助に用いるものの所定点数 (2,520点) を準用する項目として追加]	
			◇ minor BCR-ABL mRNA 診断の補助又はモニタリングを目的として、リアルタイムRT-PCR法によりminor BCR-ABL mRNAを測定した場合は、D006-3Major BCR-ABL1 (mRNA定量 (国際標準値)) の「1」診断の補助に用いるものを準用して算定する。	(令 3.10.29 保医発 1029 1)
445			[D009腫瘍マーカーの「8」前立腺特異抗原 (PSA) の所定点数及び同「15」遊離型PSA比 (PSA F/T比) の所定点数を合算した点数 (281点) を準用する項目として追加]	
			◇ プロステートヘルスインデックス (phi) ア 診療及び他の検査 (前立腺特異抗原 (PSA) 等) の結果から前立腺癌の患者であることが強く疑われる者であって、以下の(i)、(ii)又は(iii)のいずれかに該当する者に対して、CLEIA法により、前立腺特異抗原 (PSA)、遊離型PSA及び[-2] proPSAを測定し、プロステートヘルスインデックス (phi) を算出した場合に限り、D009腫瘍マーカーの「8」前立腺特異抗原 (PSA) 及びD009腫瘍マーカーの「15」遊離型PSA比 (PSA F/T比) の所定点数を合算した点数を準用して算定する。 (i) 前立腺特異抗原 (PSA) 値が4.0ng/mL以上かつ10.0ng/mL以下 (ii) 50歳以上65歳未満であって、前立腺特異抗原 (PSA) 値が3.0ng/mL以上かつ10.0ng/mL以下 (iii) 65歳以上70歳未満であって、前立腺特異抗原 (PSA) 値が3.5ng/mL以上かつ10.0ng/mL以下 イ アに該当する患者に対して、前立腺癌の診断の確定又は転帰の決定までの間に、原則として1回を限度として算定する。ただし、前立腺針生検法等により前立腺癌の確定診断がつかない場合においては、3月に1回に限り、3回を限度として算定できる。 ウ D009腫瘍マーカーの「8」前立腺特異抗原 (PSA) を併せて実施した場合には、主たるもののみ算定する。 エ D009腫瘍マーカーの「15」遊離型PSA比 (PSA F/T比) を併せて実施した場合には、主たるもののみ算定する。 オ 本検査を算定する場合は、 診療報酬明細書 の摘要欄に、前立腺特異抗原 (PSA) の測定年月日及び	

頁	欄	行	変更前	変更後
			測定結果を記載すること。また、本検査を2回以上算定する場合は、診療報酬明細書の摘要欄にその必要性を記載すること。	(令 3.10.29 保医発 1029 1)
468			<p>[Web追補No. 2で追加した「D023微生物核酸同定・定量検査の「14」SARSコロナウイルス核酸検出の所定点数4回分を合算した点数(1,800点)又は3回分を合算した点数(1,350点)を準用する項目」を以下のように改める。]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「百日咳菌」を「百日咳菌, パラ百日咳菌」に改める。 ○「(令 3. 3.18 保医発 0318 1)」の行の次に、「(令 3.10.29 保医発 1029 1)」を追加。 	[黄色網かけはWeb追補No. 11にて追加]


 医科点数表の解釈

『医科点数表の解釈』編集部
@ika_kaishaku

https://twitter.com/ika_kaishaku

Twitter では医療図書のご案内や追補などの情報提供, その他審議会などの情報をお知らせします。どうぞご利用ください。